



地域安全ニュース

〔発行者〕熊本県上天草警察署刑事・生活安全課

(TEL0964-56-0110 内線261)

家庭での焼却、野焼きは違法です

家庭ゴミや刈った草木を燃やすことは、法律により罰せられます。
(5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金)

刈った草木は可燃ゴミ

- 刈った草木(木ゴミ)は可燃ゴミとして市の指定袋に入れて収集日に出しましょう
- 木ゴミを大量に出す際は清掃センターへ直接持ち込んでください

家庭での焼却、野焼きは火災の原因になります

- ☑ 家庭での焼却、野焼きは原則禁止
- ☑ 焼却用のドラム缶などの利用も違法
(常習的に燃やしていると見なされます)
- ☑ 自分は大丈夫と思わない

